

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3941
19年3月19日 (火)
Tel/Fax 095-828-1953

正社員化、ベア、増員 郵政ユニオン長崎は、 ストでたたかいる！

おはようございます。
郵政ユニオン長崎は一九
春闘勝利のために、本日、
全国の仲間とともに、スト
ライキに入る。
ストは、私たちが要求す
る賃上げと正社員化・均等
処遇に、郵政が誠意ある回
答をしなかったからである。

古来、人々は生きるため
に、自衛の抵抗をしたが、
時の権力者からは
非合法として弾圧
され続けた。

百年前、世界は二
度の大戦で、悲惨を
極めたが、結果とし
て、二つのものを生
み出す。一つは社会
主義国家と国連II
ILO(今年は結成
百年目)である。言
葉を変えれば、労働
三権の保証の下、働
く人の抵抗が合法
化され、労働者の生
きる権利の復活が
始まったのだ。

しかし、一九九一年に社
会主義・ソビエトが倒れ、
自由主義(資本主義)の一
人勝ちとなる。そして次
に生まれたのが新自由主義II
強欲資本主義である。さら
にその経済と背中合わせの
政治体制II自国第一主義(国
家主義)が生まれる。

そしていま世界を見渡す
と、格差と貧困である。世
界中の富の半分を世界の
富豪の数十人が独占する異
様な世界である。かつて自
由主義が掲げた自由・平
等・博愛など見る影もない。
日本でも働く人の若者の半
分は非正規雇用となり、無
権利、低賃金のまま、毎日
を生きるために必死に働い
ている。



そもそも会社が新規で極
一部しか正社員を採用しな
いのだから、彼ら・彼女ら
の非正規雇用は、働く人の
自己責任ではなく、まして
や競争による敗者でもない。
本来、これを正すのが労
働組合の役割であるが、多

数派の連合労組は、結成以
来たたかい(スト)を放棄
し、いま春闘すら投げ捨て、
その責を果たしていない。

もともと、弱い労働者は
一人では生きていけないか
らこそ団結し、労組をつく
り、単独の労組では負ける
ので、統一してたたかうII春
闘を作り出したが、これを
嫌う国、資本との協調主義
の名のもとに、連合は統一
闘争、統一要求をやめ、団
結も放棄している有様であ
る。

ここでいま私たちがなす
べきことは、この非正規制
度をなくすことであり、労
働者が正規雇用として普通
に働き、不安なく生きるこ
とができる社会を作ること
である。

この春闘で私たちの正社
員化・均等処遇要求に対し
て会社は「制度は合法」と
平然と答えている。働く人
の苦しみよりも、会社(資
本)の儲けが優先する強欲
資本主義を続けるのだ。
国も同一労働・同一賃金
などと口ではいうが、具体
的な救済策などはほとんど
とっていない。

それどころか、働き方改
革と称して、非正規の不合
理な格差の否定を明記した
労働契約法二十条を改廃し、

元の旧パート法(有期雇用
労働者法)へもどし、格差
を温存する策に出ている。

この情勢下で、会社はア
ソシエイト社員(五年超の
無期契約社員)に扶養手当
支払いを回答した。

これは二月にJP労組が
春闘で要求したと新聞に報
じられたが、本来これは、
昨年二月の郵政ユニオンの
労働契約法二十条西日本裁
判の大阪地裁判決で勝訴し
たものであり、司法による
不払いの不合理性必至と判
断した結果の、会社と多数
派労組の出来芝居なのであ
る。

ここにきて私たちは、国
が法で格差を容認し、差別
的な非正規雇用を続けるな
らば、「生きるための抵抗
権」の原理通り、ストライ
キでたたかうし、ストは自
衛の名の下で大義となる。
この力で私たちは非正規社
会を変える決意だ。

本日の郵政ユニオンの全
国のストライキは、この不
誠意極まりない会社への回
答であり、非正規社員の正
社員化と均等処遇。これが
私たちの要求である。

※、今日、朝七時四十分から
長中局門前でスト突入
集会を開催します。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。
1集-御手洗, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-山口, ゆうちょ銀-上筋, 他支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化する。

めざせ、均等待遇、なげない差別! ユニオンは労働法裁判に勝利する!